

令和6年 8月1日

定例年金相談所開設

住民生活課

下記のとおり、掛川年金事務所による年金相談所が開設されます。

※ 年金相談は事前予約制です。相談を希望される方は、前日までに、掛川年金事務所に電話でご予約ください。

予 約 先 : 掛川年金事務所 (電話 : 0537-21-5524)

- ◎と き 令和6年8月14日(水)
令和6年9月11日(水)
午前9時30分～正午 (開設は午前中のみです)
- ◎ところ 森町保健福祉センター 1階 相談室3
- ◎持ち物 ・ 年金手帳 (受給者は年金証書)
・ 委任状 (代理の方が相談される場合)

税務課・福祉課・住民生活課

町税等の納期について(8月分)

- | | |
|---------------------|-----|
| ● 町県民税 (普通徴収) | 第2期 |
| ● 国民健康保険税 (普通徴収) | 第2期 |
| ● 介護保険料 (普通徴収) | 第3期 |
| ● 後期高齢者医療保険料 (普通徴収) | 第1期 |

納期限 **9月2日(月)**までに 納めてください。

※ 口座振替の場合、納期限の日引き落としされます。
納期限をお間違えないように、口座残高のご確認をお願いします。



8月は道路ふれあい月間

「この道で おはよう さよなら ありがとう」

建設課

道路はみんなの財産です！ルールを守りましょう。

『道路法に違反する行為』



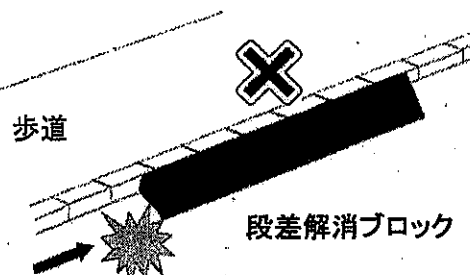
- ⇒出入りに邪魔な歩道の縁石を勝手に撤去した
- ⇒車の出入口等に鉄板や段差解消ブロックを置いている
- ⇒道路上に樹木や生垣の枝葉をはみ出したままにしている

【歩道の出入口は適切に設ける必要があります！】

車庫の出入口の路上に鉄板や段差解消ブロックを置いたり、歩道の縁石を勝手に撤去したりすることは、法律に違反するだけでなく、歩行者や車両の通行に危険があり、これが原因で事故が起こった場合は、それを行った人の責任が問われることになります。

鉄板や段差解消ブロック等は撤去し、道路管理者の承認を得た上で、歩道の切り下げや縁石の変更工事を適切に行いましょう。

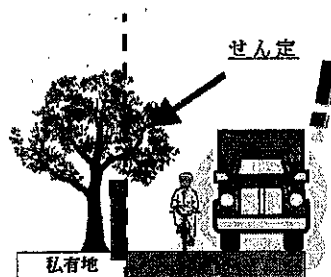
※自己の都合で町道の工事を行うためには、町に申請し承認を得る必要があります。基準に従った工事を行ってください。費用は自己負担になります。



【道路に樹木や生垣がはみ出していないですか？】

樹木や生垣が、道路にはみ出していると大変危険です。通行の妨げになり、見通しを悪くして交通事故の原因にもなります。

道路を安全な状態に保つには、町民の皆さんの協力が欠かせません。道路に面して樹木や生垣がある土地の所有者は、定期的に伐採やせん定などの適切な管理を行って、道路に樹木や生垣がはみ出さないようにしてください。



《問合せ・申請窓口》
建設課 管理係
電話 85-6325(直通)

道路上に張り出している樹木の伐採について(お願い)

庭木の剪定・伐採をし適切な管理をしましょう

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝等交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は土地所有者の方に所有権があるため、町で剪定・伐採が出来ません。(※下記 民法第233条)

折れ木・落枝等や樹木が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。(※下記 民法第717条、道路法第43条)

樹木所有者の皆様には適切な管理をしていただくようお願いいたします。

民法第233条 (竹木の枝の切除及び根の切取り)

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

民法第717条 (土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

- 1、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2、前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3、前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負うものがあるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法第43条 (道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

- 1、みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2、みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。

同報無線を用いた情報伝達試験を実施します。

令和6年8月28日(水) 午前11時00分ごろ に実施します。

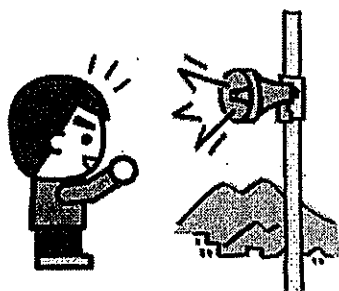
ジェイ・アラート

森町では、地震や武力攻撃などが発生した際、全国瞬時警報システム（J-ALERT）（※）から送られてくる国からの緊急情報を、同報無線（屋外スピーカーと戸別受信機）を用いて確実に町民の皆様へお伝えするため、伝達試験を行います。

当日実施する試験は次のとおりです。

情報伝達手段	内 容
同報無線の放送 *屋外スピーカーと 戸別受信機から 放送されます。	【放送内容】 上り4音チャイム 「これは、Jアラートのテストです。」×3 「こちらは、広報もりです。」 下り4音チャイム

注）森町以外の地域でも、全国的に様々な手段を用いて情報伝達試験が実施されます。



（※） J-ALERT（ジェイ・アラート）とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時に情報伝達するシステムです。

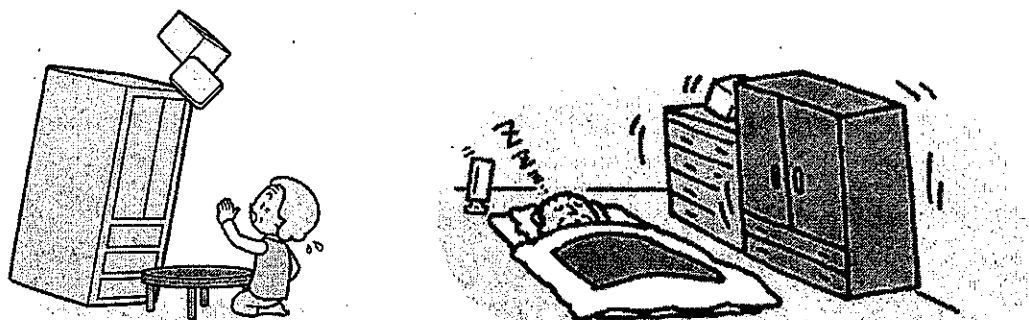
【問合せ先】

担当 防災課防災係

電話 85-6302

あっ！！あぶない！！

～その家具、固定しませんか？～



◆町では家具の固定を支援する事業を行っています

「地震でタンスや食器棚が倒れてきたら怖いなあ…でも固定ってどうすれば？」
 そんなお悩みに「森町建築工業組合」に加盟する地元の大工さんが応えます！
 お問い合わせやお申込みは防災課へ（TEL：８５－６３０２）
 ※申請書は防災課窓口、もしくは、町のホームページにてお取り寄せください。

◆家具等固定推進事業について（QRコードからも確認できます）

対象は町内に住所を有する世帯で、１世帯の固定台数は最大５台まで
 ※過去に事業を利用した場合でも、合計５台までは再申請ができます。

１台固定	６００円
２台固定	１，２００円
３台固定	１，８００円
４台固定	２，４００円
５台固定	３，０００円



※以下のいずれかに該当する世帯は、実施費用の負担はありません。

- １．６５歳以上の方のみで居住する世帯
- ２．身体障害者手帳の交付を受け、障害者等級が１級または２級の方が居住する世帯
- ３．介護保険法による要介護または要支援認定を受けている方が居住する世帯
- ４．療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が居住する世帯

◆対象となる家具等

居住する住宅内の家具、タンス・食器棚・冷蔵庫・テーブルなど固定可能なもの
 ※ピアノや電化製品等で固定が困難なものは対象外となります。

◎問合せ先 防災課 防災係 TEL：８５－６３０２ FAX：８５－５２５９

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について①

補助対象者

令和6年度内に購入したものが対象で、
下記の条件を満たしているものが対象です。

- ① 町内に住所を有する方
- ② ヘルメットの購入後に発生した交通事故に関し、町が一切の責任を負わないことについて了承していただける方

※自転車乗車用ヘルメット着用者1人につき、1個1個限りの申請

※令和6年度内に購入した者に限る。(年度内の申請を必須)

補助対象ヘルメットの要件

- ① 学用品(学校から指定されている物、学校行事で使用する物等)でない自転車乗車用ヘルメット
- ② 新品
- ③ 安全基準(SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク)の認証を受けている自転車乗車用ヘルメット
- ④ 森町内店舗での購入
(領収書の発行を購入店舗に依頼してください。)

補助金額

自転車乗車用ヘルメット購入費用の2分の1(100円未満切り捨て)

上限 2,000 円

申請期間

令和6年5月1日(水)～令和7年3月31日(月)

申請の流れ

予算額に達した場合は、終了とします。

- ① 自転車乗車用ヘルメットの購入
- ② 書類の提出(窓口又は郵送で提出)
- ③ 補助金交付決定(交付決定通知の送付)
- ④ 補助金の交付

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について②

提出書類

★ 申請には、下記の4種類の書類等が必要です。

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 自転車乗車用ヘルメットを着用する者が、町内に住所を有することを証明できる書類等（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等の写し）
- ③ 領収書の写し（自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用が確認できる書類）

【領収書内記載事項】

- ・ 申請者又は自転車乗車用ヘルメット使用者氏名
- ・ 領収日
- ・ 領収金額（自転車乗車用ヘルメットの購入金額）
- ・ 購入先
- ・ 購入品名（自転車乗車用ヘルメットを購入したことがわかる記載）

※ 購入店舗へ依頼してください。

- ④ 自転車乗車用ヘルメットが安全性基準に適合していることが確認できる書類等
 - ・ 保証書又は取扱説明書（安全認証が確認できる書類）
 - ・ 写真（安全認証が写っている現物写真）

お問合せ

森町役場 防災課 85-6302

※ご不明な点は、窓口又はお電話にて、お問い合わせください。

＜児童手当改正（拡充）のおしらせ＞

児童手当制度が令和6年10月（令和6年12月支給分）から変わります！

☆変更点

主な変更	改正前（令和6年9月まで）	改正後（令和6年10月～）
支給対象	中学修了までの児童を 養育している方	高校生年代までの児童を 養育している方
所得制限	あり	なし
手当月額	● 3歳未満：15,000円 ● 3歳～小学校修了まで 第1・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ● 中学生：10,000円 ● 特例給付：5,000円	● 3歳未満 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ● 3歳～高校生年代 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給回数・月	年3回（各前月までの4か月分） 2月・6月・10月	年6回（各前月までの2か月分） 2月・4月・6月・8月・10月・12月
多子加算の算定対象 （第3子の範囲）	18歳到達後の最初の年度末までの児童	児童手当受給者に経済的な負担等がある 22歳年度末までの児童

☆申請について

- ①令和6年6月時点、森町から児童手当・特例給付を受給中で、高校生年代までの児童を養育している方 ⇒ **申請不要**
- ②上記に該当し、かつ新たに多子加算に該当する22歳年度末までの児童がいる方 ⇒ **要申請**
- ③現在森町で児童手当・特例給付を受給していない方（公務員を除く） ⇒ **要申請**
（新たに支給対象となる高校生年代児童のみを養育している方・所得超過により消滅した方）

森町に住民票があり、①～③に該当すると思われる世帯には、令和6年8月頃までに案内をお送りします。

住民票がない等で、支給対象であるかどうか確認ができない方については、案内が送付されません。ご自身で申請が必要かどうかご確認をお願いいたします。

☆手続の期限は？

令和6年9月30日（月）まで【健康こども課 必着】

※この期限までに申請がない場合、12月支給からの拡充分は適用されません。

☆手続方法は？

郵送または窓口で必要書類を提出してください。

郵送：送付先（437-0215 森町森50-1 森町役場健康こども課 児童手当担当 宛）

窓口：森町保健福祉センター 健康こども課窓口（8：30～17：15 土日祝を除く）

問合せ先 こども家庭係（電話：86-6330）

【ひとりで悩まず、ぜひご相談ください！】

「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちがいることをご存じですか？

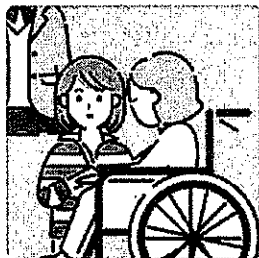
ヤングケアラーとは、家事や家族の世話などを大人に代わって日常的に行っている18歳未満の子どものことです。病気や障がいのある家族や幼いきょうだいの世話をすることで、勉強や宿題をする時間がとれない、自分の時間や友達と遊ぶ時間がとれないという状況は、子どもにとって大切な権利が保障されているとは言えない状況です。



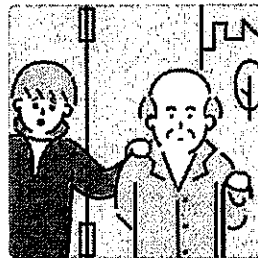
障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



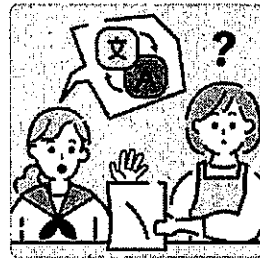
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



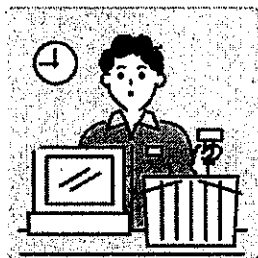
障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



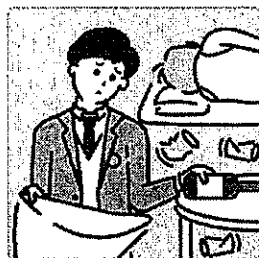
目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



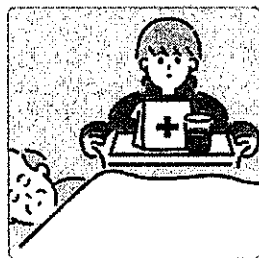
日本語が第一言語でない家族や隣居のある家族のために通訳をしている。



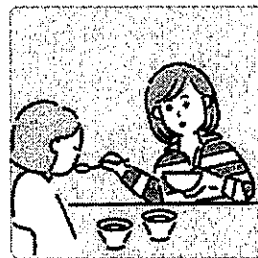
家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>) (参照 2024-07-01)

自分はヤングケアラーかもしれない

近くにヤングケアラーではないかと気になる子どもがいる

こんな場合は、ひとりで悩まずに役場の相談窓口にご相談・連絡してください。

問合せ 健康こども課こども家庭係

電話番号 0538-86-6330



頭の元気度測定のお知らせ

(福祉課)

以下の測定日について予約を受付けています。お気軽にご連絡ください

と き

9月4日(水)	R7年1月 6日(月)	いずれの測定日も6つの枠があります。測定はおひとりずつ実施します。 ①午前 9時 ④午後1時 ②午前10時 ⑤午後2時 ③午前11時 ⑥午後3時
10月2日(水)	R7年2月 5日(水)	
11月8日(金)	R7年3月14日(金)	
12月2日(月)		

と ころ 森町保健福祉センター 1階相談室(個室)

測 定 タッチエムという機械で測定します。



タッチパネルで
らくらく解答！
練習もできる

ビビッ

測定わずか
7分程度！

要予約

問合せ・予約申込み

森町地域包括支援センター

☎85-6341

音声ガイダンスを利用した架空請求に注意！ ～大手通信会社をかたって電話をかけてきます～

消費生活相談窓口・森町消費者クラブ

国際電話番号等から、実在する事業者をかたり、身に覚えのない未納料金を請求されたという相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

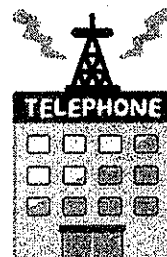
こんな相談事例があります

【事例1】

携帯電話に、契約中の通信事業関連企業を名乗る着信があり、自動音声で「未納料金がある」と言われた。ガイダンスにしたがって番号ボタンを押したところ、オペレーターにつながり、生年月日と名前を言ったら電話が切れた。

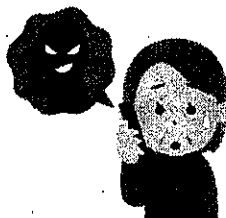
未納料金に心当たりはなく、不安だ。

焦って個人情報を
伝えてしまった…



【事例2】

携帯電話の留守電に大手通信会社を名乗る着信があり、「料金が支払われていない」とメッセージが残されていた。電話番号をよく見ると「+1」から始まっていて、国際電話番号からの着信だった。身に覚えがなく、不審である。



身に覚えがないけど、
無視して大丈夫かしら…

消費者へのアドバイス

- 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても相手にせず、無視してください。
- 国際電話番号を使った不審な電話には対応しない、かけ直さないように注意してください。海外との電話が不要な場合は、着信などを休止することもできます。
- 不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて問い合わせたり、公式ウェブサイトには注意喚起が掲載されていないかを確認してみましょう。
- 「未納料金を支払わないと裁判になる」と言われる事例や、電子マネーによる支払いを指示される事例もあります。疑問や不安を感じたときは、すぐに役場産業課内、消費生活相談窓口までご相談ください！

問合せ先：消費生活相談窓口（産業課商工観光係） ☎85-6319

資源ごみ拠点回収のご案内

(住民生活課)

資源ごみは、地域の収集に加え、毎月第2・4土曜日に役場別館前で以下のとおり無料回収しています。

ぜひ、ご活用いただき、リサイクルの推進にご協力をお願いします。

対象者	町内に在住の方	
回収日時	毎月第2・4土曜日 午前9時30分～正午 ※8月の実施日 8月10日・24日	
回収品目	びん・ペットボトル・プラスチック容器包装・雑がみ(早見表をホームページで公開しています。) ※雑がみは、8月24日(毎月第4土曜日)のみ回収します。	
回収場所	役場別館住民生活課前(本庁舎北側)	
出し方	①	地域の資源ごみ回収と同じように分別してコンテナ等に入れてください。
	②	汚れがひどいごみや、割れてしまったびん等は資源ごみとして回収することができません。「がれき類」や「燃やせるごみ」として、地域の回収日に出してください。
	③	ごみの分別方法については、各世帯に配布した「燃えないごみの分け方・出し方」を参考にしてください。
注意事項	①	回収物は、町内の家庭から出たごみに限ります。事業所(個人事業主を含む)から出たごみは回収できません。
	②	回収場所では、作業員の指示に従ってください。
	③	雨天時でも実施しますが、台風等の悪天候で中止となる場合があります。中止の場合は、町ホームページや町公式LINE等でお知らせをします。
	④	開始時刻から1時間程度は大変混雑しますので、時間帯をずらして、お越しいただけますようお願いいたします。
	⑤	<u>駐車場内での車の運転には、十分注意してください。</u>
	⑥	<u>回収時間を厳守してください。開始時間より早くご来庁いただいても回収することはできません。</u>

* 問合せ先: 住民生活課生活環境係 電話: 85-6314

【注意！】ペットを飼育されている皆様へ

（住民生活課）

昨今、犬が雷や花火に驚いて逃げ出す事例が散見されます。犬をはじめとするペットを飼育されている方は、ペットが逃げないようにリードで繋ぐなどの対策を徹底していただくよう、お願いいたします。

なお、犬等のペットを花火大会の会場に同行する際には、リードを絶対に放さない等、ペットが逃げ出さないように対策をお願いいたします。

一度逃げ出してしまったペットが見つからない場合もあります。ペットを守るためにも、日頃から対策を行いましょう。



【住民生活課 生活環境係】 電話：85-6314

読み聞かせ会のお知らせ 図書館

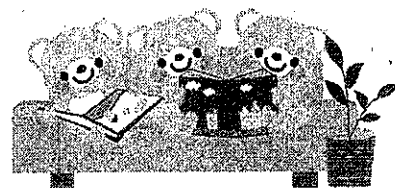
下記のとおり 読み聞かせ会 を開催します。

申込みは不要です。皆様のご参加をお待ちしています。

日 時 8月18日(日)10:30～11:00

場 所 図書館内 えほんコーナー

対象者 どなたでもご参加いただけます



読み聞かせ協力：おはなし くまさん

問 森町立図書館 85-1113

9:00～17:00 水曜のみ 19:00 まで 月曜休館

※月曜が祝日の場合は火曜日以降の平日が休館日です。

夏休み延長開館のお知らせ

図書館

図書館では、毎週水曜日に加え下記の期間で開館時間を延長します。

夏休みの課題学習や読書にぜひご利用ください。

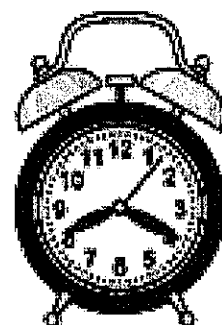
1 期 間 令和6年8月20日(火)～令和6年8月23日(金)

2 開館時間 午前9時～午後7時

問 森町立図書館 85-1113

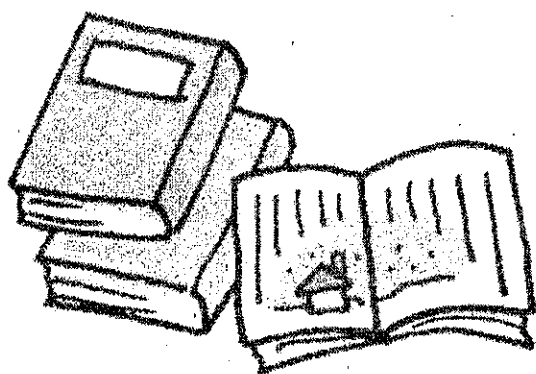
9:00～17:00 水曜のみ 19:00 まで 月曜休館

※月曜が祝日の場合は火曜日以降の平日が休館日です。



ブックリサイクル開催について

森町立図書館



保存期間が終了するなどして除籍した図書を希望される方へ無料で提供する「ブックリサイクル」を開催します。

日時 8月25日(日) 午前10時～午後4時

会場 森町文化会館 第1研修室

※持ち帰りのためのバッグ等をご持参ください。

(問合せ先)森町立図書館 ☎85-1113



森町子育て支援センターだより



児童館

親子・祖父母・地域の方もみんな笑顔で子育てができる居場所づくりを目指しています。

8月の予定

- 1日(木) 子育てセミナー(申込み者) 
「聞いてみよう! 保育園、幼稚園のこと」
- 8日(木) すくすくクラブ(申込み者)
- 14日(水) 森のくまさん広場
午前10時30分～ 児童館内
- 21日(水) 森のくまさん広場 
午前10時30分～ 児童館内
- 22日(木) のびのびクラブ(申込み者)
- 27日(火) 赤ちゃんと一緒に
午前10時～ 児童館内
- 28日(水) 森のコアラ広場(三倉・天方地区)
午前10時～ 会場: 天方幼稚園

9月の申込み

- ★すくすくクラブ★ R6年度1歳になる子の活動
9月12日(木) 午前10時～午前11時
『はいはい、よちよち運動会』
対象: 令和5年4月2日～令和6年4月1日
生まれの乳幼児と保護者 ※町内在住の方
場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室
定員15組程度 先着順 (電話申込み可)
申込み期間 8月8日(木)～8月27日(火)

- ★のびのびクラブ★ R6年度2歳になる子の活動
9月19日(木) 午前10時～午前11時
『ぼくもわたしもヨーイドン!～運動会～』
対象: 令和4年4月2日～令和5年4月1日
生まれの幼児と保護者 ※町内在住の方
場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室
定員15組程度 先着順 (電話申込み可)
申込み期間 8月22日(木)～9月6日(金)

☆内容について詳しくは、こちらの QR コードから ⇒
年間予定表「みんなあつまれげんきっこ」をご覧ください。



子育て相談を受け付けています。
電話でも来館していただいても大丈夫です。
お気軽にお声かけください。☆秘密は守ります☆



◎申込み・問合せ
森町子育て支援センター(森町児童館併設)
電話85-2839(休館日・月曜・祝日・年末年始)

児童館

参加費
無料

子育てセミナー

森町子育て支援センター

「お父さんと親子運動あそび」

参加者募集!

開催日時: 令和6年9月14日(土) 午前10時～11時
(受付9時45分から)

開催場所: 森町保健福祉センター 2階 機能回復訓練室

内容: サーキット遊び・スクーターボード・ボール遊び等
いろいろな動きを取り入れて、運動あそびを楽しめます。
◎講師 曾布川 訓子 氏(リハビリテーション体育士)

対象: 2歳・3歳のお子さんとそのお父さん(年齢についてはお問合せください。)
☆お母さんや祖父母との参加もOKです。 ※町内外問いません。

定員: 10組程度 (無料託児 先着5名 要事前申込み)

持ち物: 汗ふきタオル・水筒 ※上靴はいりません。

申込期間: 8月7日(水)～9月1日(日)(電話可)

申込み・問合せ
森町子育て支援センター(森町児童館併設)
電話 85-2839 月曜・祝日休館





健康寿命を

のばそう



～健康づくりのポイント！～

一般社団法人「おもしろ健康教育研究所」

所長 伊藤純子（静岡県立大学 助教）

副所長 高橋佐和子（神奈川県立保健福祉大学 准教授）

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。全国の平均寿命と健康寿命の間には男性で約9年、女性で約12年の差があります。

いつまでも健康でいきいきとした生活を送るための「食生活・運動・休養・社会参加」などのポイントについて楽しく学びましょう！

日 時 令和6年8月24日（土）

参加費
無料

13：30～15：30（開場13：00）

会 場 森町文化会館（小ホール）

申込締切 8月22日（木）定員100名（先着順）

申込方法 下記まで電話または右記 QR コード
からお申込みください



【申込み先 健康づくり係 電話 85-6330】

今からはじめる、健康づくり

福祉課

活きいき

参加者
募集



森くらぶ

講話に合わせた
予防体操、自宅で
できる簡単な運動
をお伝えします

対 象 65歳以上

参加費

無料

定 員 15名

日 程		内 容
第1回	9月 9日 (月)	健康寿命をのばそう ～フレイル予防～
第2回	9月24日 (火)	骨粗しょう症予防
第3回	10月 8日 (火)	肩こり・肩痛予防
第4回	10月28日 (月)	腰痛予防
第5回	11月 5日 (火)	ひざ痛予防
第6回	11月14日 (木)	排尿障害 ～骨盤底筋をきたえよう～

1回だけの
参加もOK
です

時 間： 午後1時30分～3時00分（受付：午後1時～）

会 場： 保健福祉センター2階

機能回復訓練室

持ち物： 飲み物、室内履き

申込締切： 9月2日（定員になり次第）

お問合せ・お申込はお電話または窓口で

森町地域包括支援センター

☎0538-85-6341



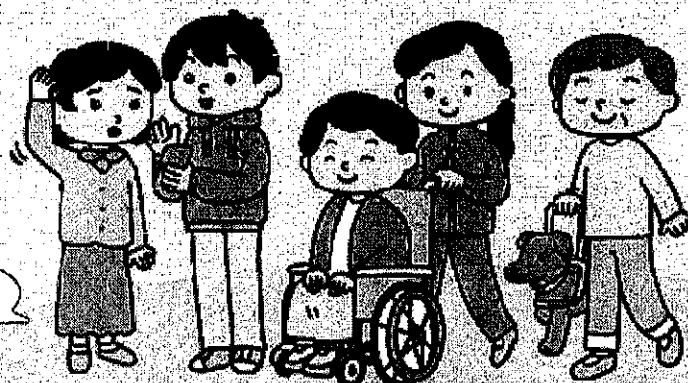
担当 理学療法士 三谷

障害者差別解消法が改正に

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

福祉課

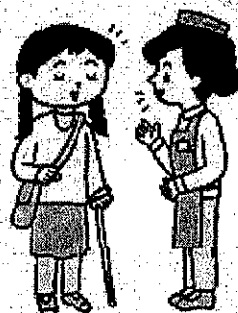
- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になりました。※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



～することでいかがでしょうか

建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など



合理的配慮の提供



～だと助かります

～をお手伝いしましょう！

知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書（毎年刊行）

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書



内閣府
Cabinet Office

内閣府

政策統括官（共生・共助担当）付

障害者施策担当

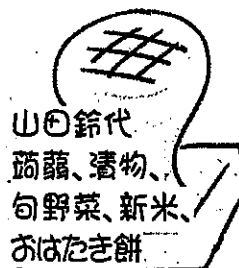
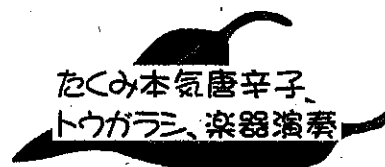
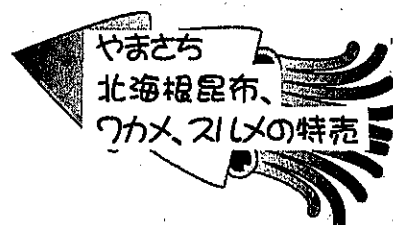
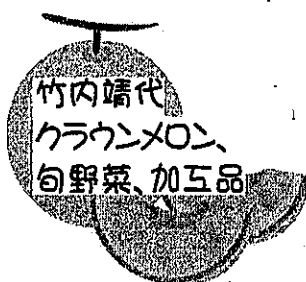
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎ 03-5253-2111（代表）

Go To 森のKトラ市

8月18日(日) 9:30~12:00

森町役場駐車場で開催!

🚚 ~~~~~ 🚚 今月の出店予定 ~~~~~ 🚚

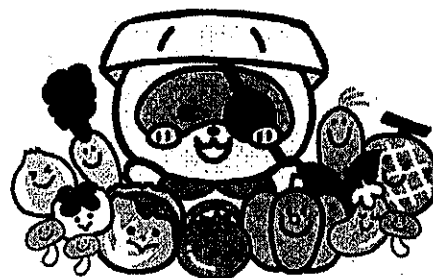


出店者募集中

出店料はあいません 登録あるだけ
次のいずれかに該当する方はどなたでも出店できます

- 森町民の方
- 商工会員の方
- 森町で働いている方

みんなきてぼん~!



©2011-2015 森のいしづか

回覧

遠州の小京都

参加者募集

第19回森町観光ウォーク ～森町の中心地とお菓子屋さんをめぐる～



今回の森町観光ウォークは、街なかをめぐり、お菓子屋さんと神社仏閣を訪ね歩きます。森町の中心地には、それぞれ特色あるお菓子屋さんや歴史ある町並みが広がっています。各お菓子屋さんでは、栗蒸し羊羹の試食のサービスがあります！中秋の森町でゆったり歩いてみませんか？

〔開催日〕 令和6年10月6日（日）

〔集合場所〕 天竜浜名湖鉄道「遠州森駅」

〔コース〕 コース約8.5 km

天竜浜名湖鉄道「遠州森駅」をスタートし、「天宮神社」、「蓮華寺」、「香勝寺」などの歴史ある神社仏閣を巡る途中に、お菓子屋さん（「栄正堂さん」「新月花園さん」「菓匠あさおかさん」「菓子司中島屋さん」）を訪れゴールの「遠州森駅」を目指します。

〔参加費〕 1,500 円/人（未就学児は無料）当日受付時に集金します。

※小学生以下の参加には、保護者の同伴参加が必要です。

〔日程〕 9時30分～10時00分 受付後順次スタート

★ご自分のペースで歩けます。

14時30分ゴール（自由解散）

〔申込期限〕 令和6年9月17日（火） 事前に申込みがない場合は参加できません。

〔申込方法〕 電話/FAX/メール/郵送

裏面の申込書（コピー可）に、必要事項を記入の上、事務局までお申し込みください。

〔交通手段〕 自家用車（駐車場は、天竜浜名湖鉄道「遠州森駅」をご利用いただけます。）

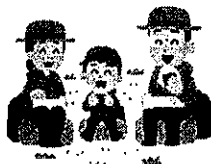
公共交通機関：天竜浜名湖鉄道「遠州森駅」

〔その他〕 荒天等により、急遽、中止となる場合があります。

チラシの内容は一部変更となる場合がございます。



参加者特典



- ・お菓子屋さんで栗蒸し羊羹の試食ができます！（通常は店舗での試食は行っていません。）
- ・おいしいおにぎりとお汁のお昼ご飯付き！
- ・お菓子屋さん（大鳥居月花園さん）のお土産をプレゼント



主催：森町観光協会（事務局：森町役場産業課内）

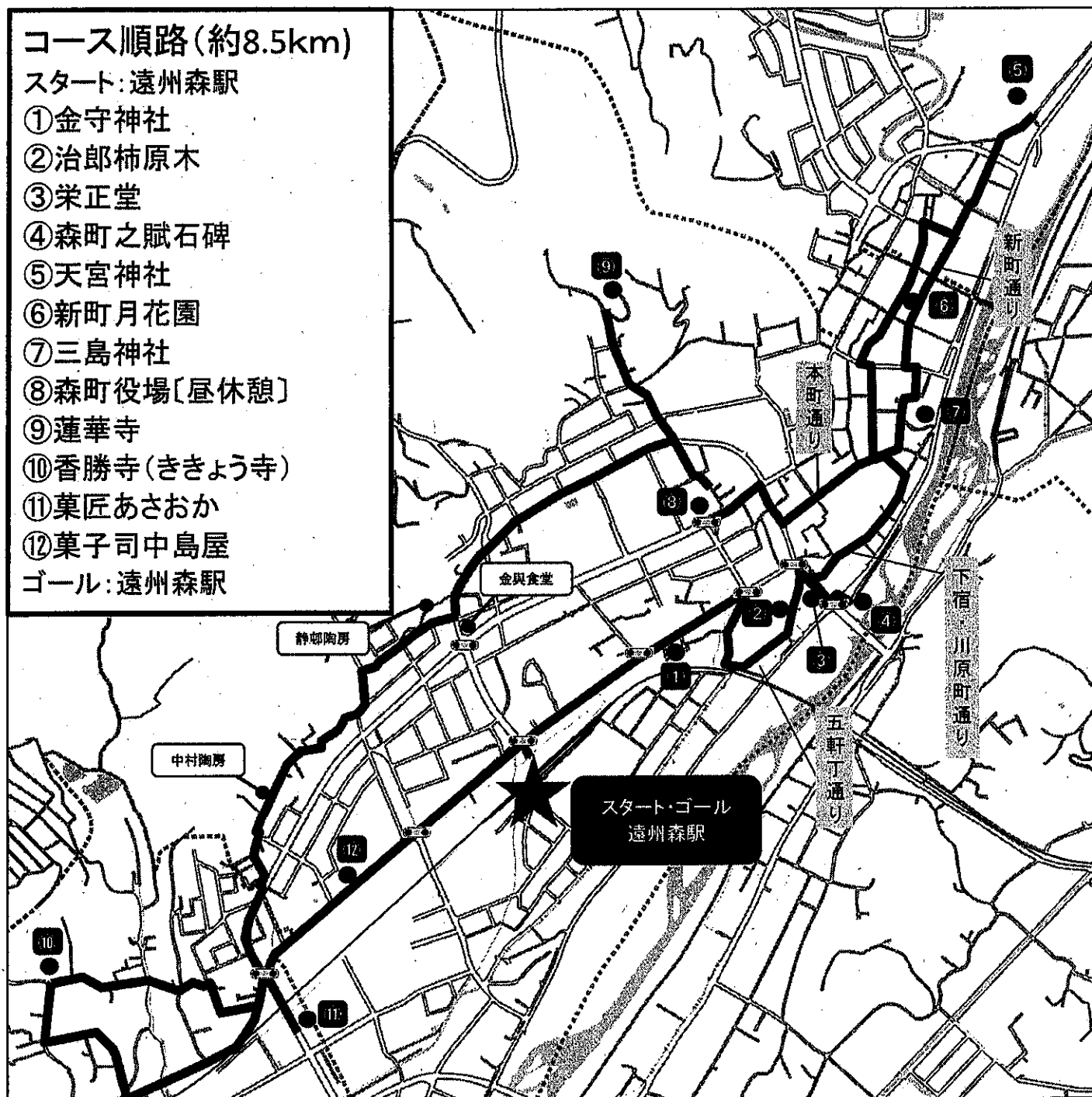
申込先 TEL：0538-85-6316 FAX：0538-85-5259

メール：kanko@town.shizuoka-mori.lg.jp

コース順路(約8.5km)

スタート:遠州森駅

- ①金守神社
 - ②治郎柿原木
 - ③栄正堂
 - ④森町之賦石碑
 - ⑤天宮神社
 - ⑥新町月花園
 - ⑦三島神社
 - ⑧森町役場〔昼休憩〕
 - ⑨蓮華寺
 - ⑩香勝寺(ききょう寺)
 - ⑪菓匠あさおか
 - ⑫菓子司中島屋
- ゴール:遠州森駅



切り取り

第19回 森町観光ウォーク 参加申込書

FAX:0538-85-5259

代表者氏名	合計参加人数 内、未就学児		人 人
電話	※できるだけ、イベント当日に連絡がつきやすい連絡先を記入してください。		
住所	〒		

森町病院友の会 地域医療懇談会

糖尿病について知る

～病態や予防を中心に～

講師 公立森町病院 内科・総合診療医
松永 拓 先生



日時 令和6年8月31日(土)

午後1時30分から

場所 森町家庭医療センター2階会議室

☆どなたも無料で参加できます。お誘いあわせのうえ、お気軽に参加ください。

主催 森町病院友の会 ☎ 0538-85-2181 (公立森町病院管理課内)

ひとりで抱え込まず話してみませんか？

社会参加や学校への登校に
不安や困難さを感じている方
と家族のための

相談会



相談無料
要予約

令和6年
9月から
開始

毎月第3金曜日
とき 13:00 ▶ 17:00

ところ 森町保健福祉センター相談室
森町森50番地の1
医療と福祉の専門職が対応します

- ✓ ひきこもりとは？ 病名や診断名ではなく、状態をあらわす言葉です。
学校や仕事、家族以外の人との交流を避け、家庭にとどまっている状態のことをいいます。
何らかの病気や心の状態が心配される場合もあります。
- ✓ ひきこもり相談では...
ご本人の今の状態を理解すること、その人に合った支援やかかわりを考えることを大切に
しています。一人で抱えず、一緒に考えてみませんか？
- ✓ 一度きりの相談であきらめないで
ご本人だけでなく、ご家族のみでの相談を続けることによって家庭内に変化をもたらすと
いわれています。目に見える変化はすぐに出ないことの方が多いですが、ちょっとした変
化の積み重ねがひきこもりの相談では大切です。

お申込み・お問合せ (お電話または窓口で受付)

お申込み・お問合せはこちら

☎ 0538-85-5769

受付時間：平日9:00～17:00

森町社会福祉協議会(0538-85-5769)・森町福祉課(0538-85-1800)

当日受付でも対応可能なこともあります
まずはお電話ください

移動支援ボランティア



説明会 開催！

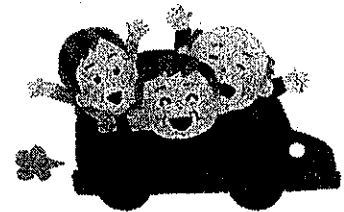
開催日:令和 6 年 8 月 21 日 水曜日

時 間:午前 10 時から (1 時間程度)

場 所:保健福祉センター2 階 機能回復訓練室

移動支援とは

☆通院・買い物・金融機関等へ



移動が困難な高齢者の移動支援をすることです

☆往復のガソリン代は利用者さんが負担します

☆活動日は月～金の 8 時 30 分～17 時 15 分

(土日祝・年末年始をのぞく)

その他、詳しい内容は説明会にて！

ご興味のある方のご参加 お待ちしております♪

社会福祉協議会 移動支援調整センター

申し込みは不要



Tel:84-6556 Fax:85-1294 Mail: chiikisasaeai@mori-shakyou.or.jp

ご家庭に眠っている食料を募集しています！



フードバンクふじのくに

フードドライブ

にご協力ください

森町社会福祉協議会は、NPO 法人フードバンクふじのくにの活動に賛同し、家庭で余っている食べ物を持ち寄りフードバンクなどに寄付する活動、フードドライブを実施します。県内では経済的に困窮し食べるものに困っている方が大勢いらっしゃいます。町民の皆様の温かいご協力をお願い申し上げます。

○「NPO 法人フードバンクふじのくに」とは？

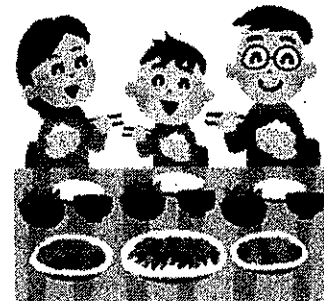
個人や企業から品質には問題がないものの、やむなく捨てられてしまう食料を無償で提供していただき、福祉施設や行政・社会福祉協議会を通して、食べるものがなくて困っている方へ食料をお渡しする活動を県内で実施している特定非営利活動法人(NPO 法人)です。

○「フードドライブ」とは？

家庭で余っている食べ物を持ち寄りフードバンクなどに寄付する活動をフードドライブといいます。海外では一般的なチャリティー活動で、ボランティア活動の1つとされています。

○募集の概要

- ◆募集期間 令和6年8月1日(木)～令和6年8月31日(土)【土日祝日を除く】
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◆実施方法 森町保健福祉センター内の森町社会福祉協議会受付に回収ボックスを設置します。
※森町保健福祉センターへ来所することが難しい等、ご相談いただければご指定の場所まで取りに伺います。
- ◆いただいた食料については、NPO 法人フードバンクふじのくにで検品を行い、県内の福祉施設や福祉事務所、社会福祉協議会を通し、賞味期限内に無料で生活困窮者に提供されます。
- ◆ご寄贈いただく食料についてのご注意
 - ・賞味期限が2か月以上あるもの
(生鮮食品の寄贈は受け付けておりません)
 - ・賞味期限が明記されているもの
 - ・未開封であるもの
 - ・破損で中身が出ていないもの
 - ・お米(玄米、白米)は常識の範囲で古くないもの



**「もったいない」から「ありがとう」へ！
町民の皆様のご協力をお願い申し上げます！**

森町社会福祉協議会

TEL 0538-85-5769・FAX 0538-85-1294

町民・福祉従事者向け

成年後見制度講演会

参加費無料

ものがたりでわかる成年後見制度 ～身近な事例から成年後見制度の 光と闇を語ります～

わたなべてつお
講師：渡辺哲雄氏
日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員



制度についての理解を深め、ご本人の意思やご家族の状況に応じて
制度利用の検討や選択ができるように一緒に学んでみませんか？

- 日時：令和6年9月27日（金）13：30～15：30
- 会場：森町保健福祉センター2階機能回復訓練室
- 申込み方法

※次のいずれかの方法でお申し込みください

- ①右のQRコード
- ②申込書(裏面)を直接窓口
- ③fax
- ④下の申込み先に電話



- ・定員30名（先着順）
 - ・締切り9月20日（金）
- ※定員になり次第締め切り

※申込書は窓口にあります

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより
日常生活において判断が困難な方の権利と
財産を守る制度です。

申込み

森町成年後見制度サポートセンター（森町社会福祉協議会内）
〒437-0215 周智郡森町森50-1（森町保健福祉センター内）
電話：0538-85-5769 fax：0538-85-1294

主催／森町成年後見制度サポートセンター

講師紹介

渡辺哲雄氏〈わたなべてつお〉



大学卒業後、福祉関係の仕事に従事。岐阜県ソーシャルワーカー協会会長、NPO東濃成年後見センター理事長を経て、現在日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員、菰野町社会福祉協議会法人後見委員会副委員長を務める。中日新聞社発行「老いの風景」「認知症ストーリー・ケア」、エッセー集「忙中漢和」をはじめ著書多数。

受講申込書

森町社会福祉協議会成年後見制度サポートセンター宛

(送信票は不要)

fax:0538-85-1294

氏名		
住所	〒	
所属 (該当するものに ☒)	☐ 福祉事業所 ☐ 民生委員 ☐ 町民	
連絡先 ☐ 自宅 ☐ 勤務先	TEL	

締切り 9月20日 (金)

通いの場をはじめる 地域づくり講座

参加費
無料

地域住民が気軽に通える「通いの場」づくりを通じた、地域づくりについてワークショップを交えて学びます。地域づくりに興味のある方、地域に貢献したいと考えている方、ぜひご参加ください。もちろん、ご自身の健康増進にも大いに役立ちます！



会 場 森町保健福祉センター(森町森50-1)

時 間 13:30～15:30(受付13:15～)

第1回

9月20日(金)

内 容

地域診断からみた森町の現状と
通いの場による地域課題解決

講 師

筑波大学体育系
辻 大士

第2回

10月3日(木)

内 容

地域づくりを楽しもう
シニア世代の社会参加

講 師

NPO法人静岡団塊創業塾
理事長 原田 和正

第3回

10月29日(火)

内 容

健康長寿のための
運動・栄養・社会参加

講 師

(公財)しずおか健康長寿財団
稲益 大悟

第4回

11月26日(火)

内 容

通いの場のはじめ方と
続け方の工夫

講 師

筑波大学体育系
辻 大士

第5回

12月3日(火)

内 容

森町の
ボランティア制度

講 師

森町福祉課
地域包括支援センター係

対 象 上記の講座内容に興味、関心がある方(年齢は問いません)

持 ち 物 筆記用具

申込締切 9月18日(水) 定員:30名 ※先着順

申込方法 電話(0538-85-6341)、裏面を記入後FAX(0538-86-6301)、
右のQRコードから登録、または直接お申込みください。



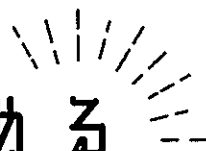
主催:(公財)しずおか健康長寿財団・静岡県 共催:森町
問合先:森町福祉課(0538-85-6341)

いつまでもお達者に楽しく生活するための知識を学ぶ全5回



石松カエル

通いの場ではじめる 地域づくり講座



参加申込書

FAX：0538-86-6301 森町地域包括支援センター宛

氏 名	
町 内 会	
電 話 番 号	
所 属 団 体 (あれば記入下さい)	(例)〇〇町内会長、サロンボランティア、〇〇デイサービス介護職員

2名以上で申込をする場合は以下に記入してください

氏 名	
町 内 会	
電 話 番 号	
所 属 団 体 (あれば記入下さい)	(例)〇〇町内会長、サロンボランティア、〇〇デイサービス介護職員

氏 名	
町 内 会	
電 話 番 号	
所 属 団 体 (あれば記入下さい)	(例)〇〇町内会長、サロンボランティア、〇〇デイサービス介護職員

オレンジ・ランプ

貫地谷しほり 和田正人

伊寄充則 山田雅人 赤間麻里子 赤井英和 中尾ミエ

監督:三原光尋 企画・脚本・プロデュース:山国秀幸 脚本:金杉弘子 音楽:宮崎道

主題歌:THE CHARM PARK「セルフノート」 原作:山国秀幸「オレンジ・ランプ」(幻冬舎文庫)

39歳、パパが認知症!?

どうする、私!!

それは、温かな灯りが紡いだ感動の実話

オレンジ・ランプ特別上映会

日時:2024年9月7日(土) 午後5時30分~(午後5時受付)
午後7時40分終了予定

場所:森町文化会館 小ホール(森町森1485)

要申込
詳細は裏面

若年性認知症と診断された丹野智文さんの実話をもとに描く、夫婦の希望と再生の物語。
年齢を重ねていく全ての人へ、より良く生きるヒントがここにある。

製作:野中雅志 野村弘幸 依田巽 今村俊昭 五老剛 プロデューサー:彦惣康宏 高瀬博行 アソシエイトプロデューサー:小川明日香 藤本悠人 企画協力:丹野智文 撮影:鈴木周一郎 照明:斉藤徹

録音:西岡正巳 編集:宮島竜治 美術:津留啓亮 装飾:森浦彩賀 衣装:岩田友裕 テレ・マスヒロ メイク:伊藤里香 キャスティング:田山大悟 助監督:金子功 制作担当:遠藤祐輝

Official Partner:太陽生命保険 特別協賛:湘南アイパーク/ドラゴンコーナリング/ネットコタ仙台/日本介護クラフトユニオン/清山会医療福祉グループ/カナミックネットワーク/在宅医療総合ケアサービス

推薦:厚生労働省 製作:「オレンジ・ランプ」製作委員会(ワンダーラボクター/JR西日本コミュニケーションズ/アイ・ビー・アイ/キョダ/朝日放送テレビ/朝日映画社) 制作:JR西日本コミュニケーションズ 制作協力:TKSplus AEE 配給:キョダ GAGA★

©2022「オレンジ・ランプ」製作委員会 www.orange-lamp.com



推薦:厚生労働省
文部科学省選定作品

GAGA★

実話をもとに描く、 やさしさに満ちた 希望と再生の物語

あなたの
大切な人が認知症に
なったら？

妻・真央や二人の娘と暮らす39歳の只野晃一は、充実した日々を送るカーディーラーのトップ営業マン。そんな彼に、顧客の名前を忘れるなどの異変が訪れる。下された診断は、「若年性アルツハイマー型認知症」。驚き、戸惑い、不安に押しつぶされていく晃一は、とうとう退社も決意する。心配のあまり何でもしてあげようとする真央。しかし、ある出会いがきっかけで二人の意識が変わる。「人生を諦めなくていい」と気づいた彼ら夫婦を取り巻く世界が変わっていく…。

“貫地谷しほり×和田正人”で描く、 笑いと涙の夫婦の9年間の軌跡

本作は、39歳で認知症と診断されながらも、働きながら講演活動が続けている丹野智文さんの実話に基づく物語。夫と共に前を向く真央役に、連続テレビ小説「ちりとてちん」のヒロイン役で知られ、ドラマ「大奥」ほか映画・ドラマ・舞台で活躍する貫地谷しほり。夫・晃一役に、映画「THE LEGEND & BUTTERFLY」、「Winny」など話題作への出演が続く和田正人。実力派俳優の二人が、晴れやかな感動を生み出す。

「認知症になったら人生終わり」なんかじゃない

介護の世界を描いて13万人以上の人々に感動を伝え続ける映画「ケアニン」シリーズ製作スタッフによる本作。タイトルには、「小さな灯でも、みんなて灯せば世界はこんなにも明るくなる」という願いが込められた。本人や家族が、認知症とどのように向き合えば笑顔で生きられるのか。認知症になっても安心して暮らせる社会とは？その一つの指標となり得る作品が誕生した。

企画協力：丹野智文さん

1974年、宮城県生まれ。ネットヨタ仙台に勤務。39歳のときに若年性アルツハイマー型認知症と診断される。診断後は営業職から事務職に異動し、勤務を続けながら、不安を持っているご本人のためのもの忘れ総合相談窓口「おれんじメモリー」の委員会代表を務める。自らの経験を語る講演活動にも力を入れている。

入場料：無料 定員：先着100名(定員になり次第締め切り)
申し込み期間：2024年8月1日(木)～2024年9月6日(金) 午後5時まで
お問合せ・申込み：窓口・お電話・QRコード
森町地域包括支援センター ☎ 0538-85-6341



60歳以上 のみなさま!

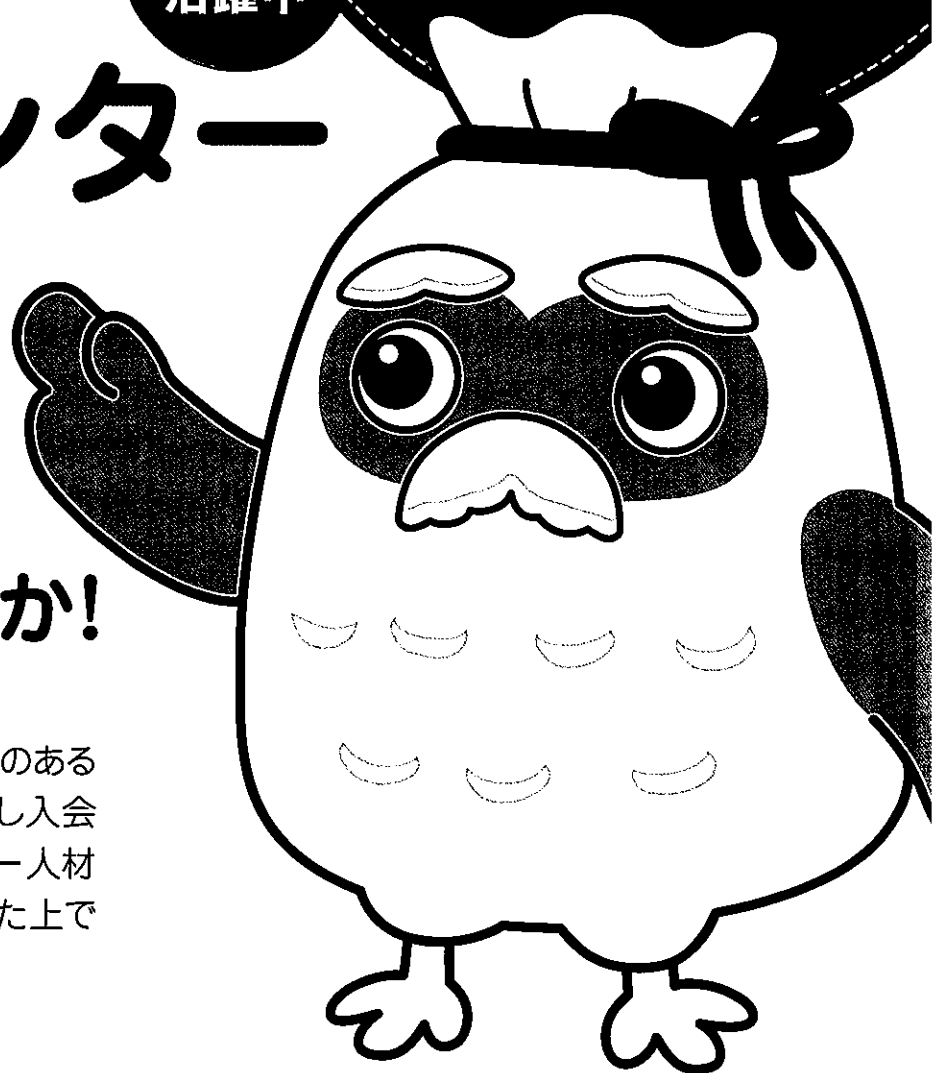
女性&男性

回覧

会員 募集中!

女性会員
活躍中

シルバー 人材センター



会員になって 私たちと一緒に 働いてみませんか!

袋井市・森町にお住いの
おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある
方ならどなたでも入会できます。(但し入会
説明会に参加していただきシルバー人材
センターの仕組みをご理解いただいた上で
ご入会ください。)

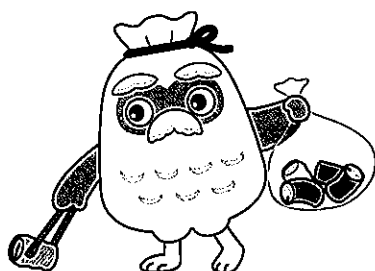


公益社団法人
袋井・森地域
シルバー人材センター

シルバー人材センター
イメージキャラクター
「チエブクロー」



ずっと元気に



やりがいをもって



ちょっとした収入を

詳しくは裏面を
ご確認ください!



シルバー人材センター会員になって働くとは？

シルバー人材センターは、60歳以上の方が集まって、助け合いながら仲良く働くことによって社会参加し、喜びや生きがいを見出していき、または、定年後の新たな挑戦の場として、充実した生活をしていくことを支援している団体です。

全国に約1,300のシルバー人材センターがあり、約70万人のシルバー会員が活動していますが、シルバー人材センターに入会し就業するということは、単にお金を得ることを目的とするものではありません。地域社会の支え手となり、次世代を支援していくということも大きな役割となりますので、地域でボランティアとして活動することもあります。より多くの収入を得たいという方は、シルバー人材センターの活動理念には馴染みません。



会員になるにはどうすれば良いの？

入会条件

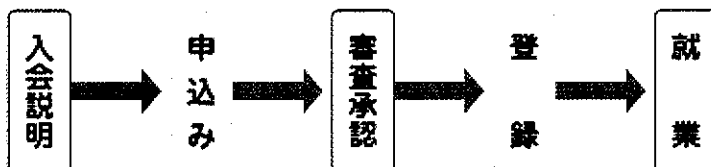
次の四つの条件に該当する方であれば、どなたでも申込みができます。

- 1 おおむね60歳以上
- 2 健康な方
- 3 働く意欲のある方
- 4 シルバー人材センターの理念に賛同された方

入会手続き

毎月第3水曜日 午後1時30分～
入会説明会を開催中 予約不要

あなたのお住まいの市町のシルバー人材センターが窓口となりますので、まずは各市町のシルバー人材センターへご連絡ください。



シルバー人材センターの理念「自主・自立・共働・共助」



どんな仕事があるの？

袋井・森地域シルバー人材センターでお引き受けしている仕事

- 家庭・事業所の除草・草刈り
- 屋内外の清掃
- 農作業補助
- 工場内軽作業
- 有害鳥獣被害調査
- 資源のリサイクル分別
- 文化財発掘調査
- 食器洗浄

屋内外の一般作業



- コミュニティセンター管理
- 施設管理・グラウンド管理
- 駐車場・駐輪場管理
- 選挙立会
- 確定申告受付案内

管理分野



事務所で の仕事

- 受付・経理
- パソコン入力
- 封入、梱包、配送
- カート整理
- 値札付け、商品出し
- パンづくり

医療・福祉 保育分野

- 配膳
- シーツ交換
- 調理補助
- 送迎車両運転
- 児童クラブ補助

技術を 必要とする



- 植木の剪定
- 障子、網戸の張替え
- 大工
- 翻訳、筆耕

お仕事でお困りのことはシルバーにお任せください。

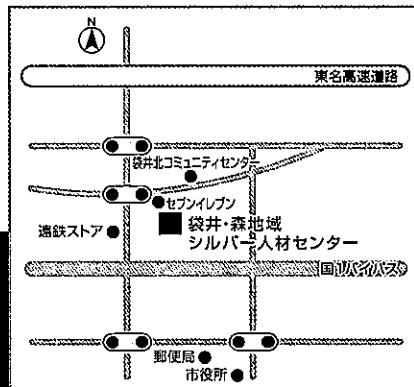
公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター

〒437-0061 袋井市久能1287-1 (袋井市シルバーワークプラザ)

■ 袋井事務所 TEL(0538)43-1314 FAX(0538)43-7133 袋井市久能1287番地

■ 浅羽支所 TEL(0538)23-7090 FAX(0538)23-9528 袋井市浅名1028番地 (袋井市浅羽支所内)

■ 森町事務所 TEL(0538)85-4309 FAX(0538)85-1308 森町森92-1番地 (森町総合体育館西側 森町役場北館)



いのちを守る

能登半島地震において、1月1日16時10分頃
全壊8,424棟を引き起こし、結果として死者300人が生じることとなった地震が発生しました。

日本赤十字社静岡県支部は
人道実現のために、いのちを守る活動を続けました。



令和6年能登半島地震 静岡県支部の活動内容

県支部は、被災地の医療機関が回復する目途がたった5月2日までの間、救護班や日赤DMAT、こころのケア班、日赤医療コーディネートチーム18班、延べ498人の職員を派遣し、それぞれの活動の続け、被災地に安寧を届けました。



©日本赤十字社／渡谷 敬志
通行可能なルートを確認する救護班

いのちを守るためには…

～現地で活動した職員が感じたことをお伝えします～

耐震性のない木造家屋が多かったため、建物の倒壊により92人が亡くなられた

➡ 建物の耐震化や家具の固定が重要だと再認識した。



全壊した木造家屋（輪島市）

主要幹線道路の損壊や雪が降り続くような厳寒により活動し難い状況であったため、支援が遅れた

➡ 水・食料は7日分!ローリングストックをしながら備蓄するのを感じた。

長期間・広範囲の断水があったため、トイレに行かずに済むよう飲食を控え栄養不足や脱水になるケースがあった

➡ 7日分(5回/日)の使い捨てトイレを備蓄するとともに、健康への悪影響を理解し、飲食を控えるのをやめることが大事だと思った。

自治会等で津波からの避難場所を決め訓練を行っており、津波による死者が少なかった

➡ 普段の訓練が役にたった。
いざという時のために継続的に訓練に参加することが大切だと感じた。

赤十字では、
災害に備える・役立つ講座を
開催しています!

赤十字防災セミナー

平時の備えや、応急手当の方法、
災害時の過ごし方などをお伝え
します。



おうちのキケンについて





救護班・
日赤DMAT

11班 延べ330人

被災地住民のいのちを守るため、発災直後から被災地病院の診療支援や避難所等への巡回診療を実施



こころのケア班

4班 延べ69人

震災ショック、長引く避難生活等による被災者や支援者のストレス状態を軽減するため、ハンドケアや足湯等を行いながら傾聴を実施



日赤医療
コーディネートチーム

3班 延べ55人

効率的な救護活動を行うため、被災市町などの医療ニーズの把握や日本医師会災害医療チーム(JMAT)などの医療チームとの活動地域の調整等を実施



石川県支部災害
対策本部支援等

延べ44人

人手が足りない災害対策本部を支援するため、派遣された救護班の受付、引継ぎ、情報共有、宿泊等の支援を実施

避難生活で、心身に負荷が生じたことなどが原因で70人が災害関連死と認定された

➡ 避難生活を無理なく過ごすには、
トイレを清潔に保つ／T:トイレ
温かく栄養のある食事を摂る／K:キッチン
就寝環境を整える／B:ベッド
いわゆる「TKB」を守ることが大切だと感じた。

災害関連死で亡くなられた方の約7割が60歳以上の方だった

➡ 高齢者の多くは基礎疾患を抱えているなど、避難生活で影響を受けやすい。
そのことを高齢者自身も、近くに高齢者がいる人も理解し配慮することが大切だった。

断水により生活用水の確保ができないため、風呂にも入れず衛生環境が悪化した

➡ 除菌シートの活用やドライシャンプー、ホットタオルを使い、身体を清潔にすることが大切だった。

被災地は高齢化率が特に高い地域であったため、自力で避難できない要配慮者が多かったが、隣近所で助け合うことで避難できた

➡ 隣近所で事前に要配慮者を把握し、避難体制を検討しておくことが大切だった。

今回の災害がもたらした死者300人のうち、圧死が92人、災害関連死は70人でした。命を守るためには・・・自宅で住み続けられるよう備えることが第一であると感じました。

災害時高齢者・
乳幼児生活支援講習

避難生活が要配慮者に与える体調の変化やストレスおよび、その要因と対応をお伝えします。

新しい講習です！

リラクゼーションを学ぶ受講者

セミナー・講習の
詳しい内容はこちら



お問い合わせ・申し込みは記載の電話番号まで！

054-252-8131



奉仕団は、防災を考える児童と保護者の応援団!

～三ヶ日東小学校(青少年赤十字加盟校)×三ヶ日赤十字奉仕団の取り組み～

「災害時にも日常にも生かせる防災食づくり」をテーマに、三ヶ日東小学校で開催された「親子防災活動」では、児童や保護者と一緒に防災食としてピラフと豆乳プリンづくりを行いました。参加者は、包装食袋(耐熱性のポリ袋)に食材を入れ、大釜でゆでることにより、包装食袋による調理で美味しい食事を作ることができることを体験しました。

参加した児童からは

「包装食袋の調理は、意外に簡単に作れて、しかも美味しかった!」

保護者からは

「家に帰ってから防災について親子で話したいと思います。」との感想が寄せられました。包装食袋を使った防災食づくりのおかげで、家庭で災害について考えるきっかけになりました。



包装食袋で調理をする児童と奉仕団員

フォローは
こちらから



X(旧Twitter)では、ボランティア、青少年赤十字、講習、救護活動などの情報を発信しています。

PRESENT!

ハートラちゃんウェットティッシュを20名様にプレゼント!

以下を明記の上、WEB・メール・郵送でご応募ください。

- ①お名前 ②郵便番号・ご住所 ③年齢 ④赤十字しずおかVol.135のご意見・ご感想
⑤赤十字しずおかで、今後取り上げてほしい情報

※回覧でご覧いただいた方には、本号を郵送します。ご希望の方は①②を明記の上、[Vol.135希望]とお書きください。なお、プレゼントのご応募と同時に申し込みいただく場合は、①～⑤を明記の上、応募締切日必着をお願いします。

応募方法

WEB



メール



koho@shizuoka.jrc.or.jp

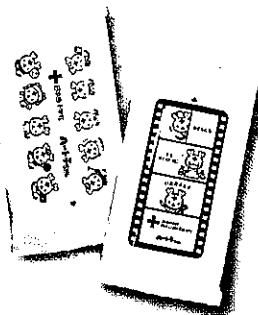
郵送

〒420-0853
静岡市葵区追手町44-17
日本赤十字社
静岡県支部組織振興課

応募締切

令和6年10月31日(木) 必着

当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。



※収集した個人情報につきましては、個人情報保護法及び日本赤十字社の保有する個人情報保護規程に則り取り扱います。